

労務管理講座(50)

雇用の分野における男女の均等な機会 及び待遇の確保等に関する法律

～セクシュアル・ハラスメントについて(5)～

メンターネットワーク
社会保険労務士
小森谷経営労務事務所
小森谷 一恵

今回は、セクシュアル・ハラスメントが法的にどのように取り扱われているのかを考えてみましょう。

強姦や強制わいせつ行為が刑法に、のぞき行為等が軽犯罪法に抵触することは周知の事実かと思いますが、現在のところセクハラ自体を直接禁止する法律はないので、前述した強姦等にあたる行為以外は、民事上の責任を問われることが多くなります。

1. 刑事上の責任

一般に職場を含む生活環境全般においてセクハラのような性的言動が身体的接触を伴って行われているような場合には、時として「強制わいせつ」や「障害」「暴行」さらには「強姦」等の罪に問われうる場合があります。

また、必ずしも身体的接触を伴わない性的言動であっても、悪意のある中傷等の形で他者の性的私生活に関する事実を流布し、名誉を著しく傷つけたり、畏怖の念を抱かせたりしたような場合は、「名誉毀損」「侮辱」さらには「脅迫」等の刑法上の罪に問われる場合があります。

企業・職場の外で刑事上の責任を問われうる言動が、企業・職場の中だからということだけで許されることにはならない点に十分に留意する必要があります。

2. 民事上の責任

(1) 加害者の法的責任

セクハラ「人格権」の侵害
人格権とは、名誉、プライバシー等につ

ながる権利であり、これを侵害すれば不法行為責任が問われ、損害賠償責任が生じることはよく知られています。

セクハラは「働きやすい職場環境で働く権利」の侵害

ある裁判例では、被害者の働きやすい職場環境で働く権利をも侵害したとしてこの点についての不法行為に該当するとしています。

(2) 使用者(企業)の法的責任

セクハラは使用者の「不法行為」 不法行為責任

使用する労働者が職務遂行中に第三者に損害を与えた場合、使用者には損害賠償責任があると考えられています。

したがって、使用者は自分の会社の社員の行為である以上、社内で上司が部下に対して、また同僚に対して行ったセクハラ、あるいは取引先の相手等に対して行ったセクハラについて損害賠償責任を負わなければなりません。

裁判例では、使用者は従業員の職場環境を良好に整備し、職場環境を調整するように配慮する義務があると指摘しています。このことから、部下を管理監督する立場の上司がこの配慮を怠った場合は不法行為が成立するとして、この点についても使用者に損害賠償責任を認めています。

このほか、加害者が企業の代表者である場合には、企業も不法行為責任を負うこととなります。

セクハラは使用者の「職場環境調整義務」違反 契約責任

ある裁判例では、使用者に対し、労働契約に基づく付随義務として、労働者のプライバシーが侵害されることのないように職場の環境を整える義務および労働者がその意に反して退職することがないように職場環境を整備する義務があると指摘し、使用者がこれを怠ったとして債務不履行責任を認めています。

今回は、セクハラは刑事上・民事上の責任についてみてまいりましたが、平成11年4月からは事業主に対するセクハラ防止の配慮義務を規定した男女雇用機会均等法の改正法が施行されました。改正均等法では職場におけるセクハラを男女の均等確保の基礎的条件と位置付け、その防止のための雇用管理上の配慮を事業主に義務づけました。均等法に明記されたことによりセクハラのない職場環境をつくるのが、企業の責任として明確にされたといえるでしょう。

法人協会ニュース

当協会会員の選賞について

10月15日に行われた本年度農林水産祭の中央審査委員会において会員2社が選賞されました。

農林水産祭天皇杯

群馬県 グリンリーフ(株)(代表 澤浦 彰治様)
内閣総理大臣賞受賞者

島根県 (農)松永牧場(代表 松永 和平様)
ご選賞を心よりお祝い申し上げます！

当協会会員の褒章について

11月3日に発令された本年秋の褒章に会員法人の役員3名が受章されました。

黄綬褒章

齋藤 作圓様

(秋田県(株)秋田ニューバィオファーム 取締役会長)
北村 歩様

(石川県(株)六星 代表取締役会長)

佐藤 忠吉様

(島根県 木次乳業(有) 元代表取締役社長)
ご受章を心よりお祝い申し上げます！

耳寄り通信をメール配信しています！

アグリビジネス経営塾 e-mail 受信者向け情報提供活動として、農業法人経営の競争力強化を支援する情報提供を会員限定で不定期(月1回程度)

に送信しています。

これまでに配信された情報は、会員専用ホームページ内、資料ダウンロードに掲載されています。

No.1 資源エネルギー庁補助事業について(9/24)

No.2 省エネ技術等補助事業について(10/7)

No.3 中小機構人材育成事業について(11/7)

(今回サンプルとしてNo.2を添付します)

出展募集について

アグリフード EXPO2009 大阪(2/4-5)

日本政策金融公庫農林水産事業(旧農林漁業金融公庫)が主催する、プロ農業者の展示商談会第2回「アグリフードEXPO2009大阪」が平成21年2月4日(水)、5(木)の2日間、大阪市住之江区のアジア太平洋トレードセンターにて開催されます。

事務局では出展者を応募しており、現在も受付中です。出展の申込、ご質問は、下記連絡先まで。

(お問い合わせ先)

(株)日本政策金融公庫 農林水産事業

総合支援部(担当:梶山、後藤)

電話03-3270-4116 FAX03-3270-2825

海外商談会への共同出展募集について

当協会では、2009年2月にドイツ・ベルリンにて開催される「FRUIT LOGISTICA 2009(国際果実・野菜マーケティング展)」にブースを設置いたします。本展示商談会は世界有数の規模を誇り、今後の世界市場への足掛かりとして非常に有益な場です。

当協会HPにも詳細資料を掲載し、出展者を募集しています。ご不明な点は当協会までお気軽にご相談ください。

会期:2009年2月4日(水)~6日(金)各日9時~18時

会場:ドイツ ベルリン国際見本市会場

出展可能品目:野菜、果物が中心。その他ドライフルーツ、花卉類等。詳細要相談。

参加費用(補助適用後)

1社当たり出展料 17万円(5社参加を想定)

1人当たり旅費 16万円

費用は参加者数、為替レート、必要備品等により変動します

本紙に関するお問合せは下記までご連絡ください

アグリビジネス経営塾

発行:社団法人日本農業法人協会



HP <http://www.hojin.or.jp>

TEL:03-6268-9500

FAX:03-3237-6811

e-mail: juku@hojin.or.jp

©(社)日本農業法人協会2008

本紙記事の無断転載を禁止します

省エネ技術等補助事業について

このたび、(独)農畜産業振興機構より農林水産分野の助成事業が開始されました。この2つの助成事業は、農業資材等高騰に対応した緊急対策として、9月30日より農林水産省の委託を受けて実施するものです。ご紹介する内容は同機構HPに10月3日時点で掲載されている情報です。

1. 「省エネ技術緊急導入促進事業」について(省エネ効果がある施設園芸用フィルムへの支援)

平成20年度限りの燃油高騰緊急対策として、省エネルギー効果がある下記の被覆資材の購入費の一部を支援します。

補助対象となる資材

- 長期展張被覆フィルム(外張り)
- 耐用年数が5年以上でガラスと同等の光透過性を有するフィルム
- 中空二重構造被覆フィルム(内張り)
- 複層構造で中間の空気層により断熱効果を有するフィルム
- 断熱・遮光性被覆フィルム(内張り)
- 断熱効果及び遮光性を有するフィルム
- 吸水・透湿性被覆フィルム(内張り)
- 吸水・透湿性及び断熱効果を有するフィルム



(例)長期展張フィルム (例)中空二重構造被覆フィルム

事業実施主体 農事組合法人、農業生産法人、特定農業団体、その他農業者の組織する団体

補助率 上記被覆資材の購入費用の1/2以内
(1事業実施主体当たり上限)1,000万円

応募条件 燃油消費量を2割以上低減した3戸以上の農業者グループ

問い合わせ 農林水産省生産局農業環境対策課
(03-3502-5956)

2. 「施肥低減体系緊急導入促進事業」について(土壌診断に基づく施肥設計の見直しに対する支援について)

肥料高騰対策の一環として、地域で効率的な施肥体系への転換に取り組むため、土壌診断に基づく施肥設計の見直しを行うモデル地区に対して、土壌診断経費等を定額で補助する事業を創設いたしました。

補助対象となる経費

簡易土壌診断装置及び分析試薬の購入経費、土壌診断の委託経費、土壌診断ソフトの導入費等
効率的施肥体系転換方針の検討経費等

外部専門家による施肥指導経費、土壌診断担当者や施肥指導者の研修経費等



写真:土壌診断の実施簡易土壌診断キット(例)

事業実施主体 農業協同組合連合会、農業協同組合、農事組合法人、農業生産法人、特定農業団体、その他農業者の組織する団体

補助率 定額(1事業実施主体当たり上限200万円)

問い合わせ 農林水産省生産局農業生産支援課
(03-6744-2111)

いずれも、申請手続き・スケジュールの詳細は、農林水産省及び同機構ホームページに情報が掲載されていますのでご参照下さい。

<<協会からのお知らせ>>

- ブロック交流会開催予定
- 10/9-10 九州沖縄 B(長崎) 11/5-6 関東 B(東京)
- 12/4-5 秋季交流会・東海 B(岐阜)
- 来年1月頃 近畿 B(兵庫)

リンク

- ・平成20年度省エネ技術・施肥低減体系緊急導入促進事業
<http://alic.lin.go.jp/koubo/vege/h20kinkyu-koubo.htm>
- ・農林水産省 <http://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyogenyu/index.html>
掲載情報に関する個別のお問い合わせは、募集先へ直接お問い合わせください。

発行:(社)日本農業法人協会 ご意見お寄せ下さい:kishimoto@nca.or.jp
新事務所に移転しました!

当協会アクセスマップ http://hojin.or.jp/common/k_access.html 平成20年10月7日発行